

予防短期入所療養介護(1日あたり)の料金

			要支援1	要支援2
予防短期入所療養介護サービス費	多床室	1割	757円	928円
		2割	1,514円	1,855円
		3割	2,270円	2,783円
	個室	1割	715円	868円
		2割	1,429円	1,737円
		3割	2,144円	2,605円

※上記金額には夜勤職員配置加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を含みます。

滞在費	多床室	540円/日	※市町村から負担限度額の認定を受けておられる方は認定証に記載されている金額となります
	個室	1,750円/日	
食費	朝食	480円/日	
	昼食	570円/日	
	夕食	570円/日	
おやつ		100円/日	
特別療養室料		5,500円/日	
日常生活費		200円/日	タオル、シャンプー・リンス、ボディソープ、ティッシュ、手指消毒剤等
教養娯楽費		150円/日	生け花、折り紙、絵手紙、書道、手芸、塗り絵等の材料費(七宝焼きについては、材料費を別途いただきます。)

			要支援1	要支援2
小計	多床室	1割	3,367円	3,538円
		2割	4,124円	4,465円
		3割	4,880円	5,393円
	個室	1割	10,035円	10,188円
		2割	10,749円	11,057円
		3割	11,464円	11,925円

加算項目	負担割合			算定要件
	1割	2割	3割	
夜勤職員配置加算	25円/日	51円/日	76円/日	入所者20名に1人夜勤を行う介護・看護職員を配置していること
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	23円/日	46円/日	70円/日	介護福祉士80%以上 勤続10年以上介護福祉士35%以上
療養食加算(1食)	8円/食	17円/食	25円/食	入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること
個別リハビリテーション加算	253円/回	506円/回	759円/回	利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、計画に基づき、医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士が個別リハビリテーションを行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	6円/日	9円/日	認知症介護実践リーダー研修を修了している者を基準に合った人数配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること
送迎加算	194円/回	388円/回	582円/回	利用者の居宅と当施設の間の送迎を行う場合
総合医学管理加算	290円/日	580円/日	870円/日	治療管理を目的とし、居宅サービス計画において計画的に行う事となっていない指定短期入所療養介護を行った場合に10日を限度に算定
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11円/月	21円/月	32円/月	必要な安全対策を講じたうえで生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定位数×7.5%			介護職員の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に算定(入所者全員に算定)

【その他の料金】

理美容代	カット 2,410円/回 毛染め 4,330円/回 顔そり 760円/回	パーマ 4,330円/回 洗髪 760円/回
文書料	1,100円～2,200円 特別の文書料は別途定めます。	
洗濯代(業者依頼) 洗濯代(コインランドリー)	700円/袋 洗濯機使用料 200円/回 乾燥機使用料 100円/30分	
テレビレンタル料	110円/日 テレビを持ち込まれた場合、電気代 50円/日	
コーヒー・紅茶	100円/杯	

※居住費、食費につきましては介護保険負担限度額認定証を交付された場合、
下記のとおり負担軽減されます。

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
利用者の 所得段階 (世帯で 判定)	生活保護受給者か 世帯全員が市町村 民税非課税で老齢 福祉年金を受けて おられる方	世帯全員が市町村民 税非課税で、かつ 課税年金・合計所得 年額が80万円以下 の方	世帯全員が市町村民 税非課税でかつ課税 年金・合計所得金額 が80万円を超え 120万円以下の方	世帯全員が市町村民 税非課税でかつ 課税年金・合計所得 金額が120万円を 超える方
居住費 (多床室)	0円	430円/日	430円/日	430円/日
居住費 (個室)	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,370円/日
食費	300円/日	600円/日	1,000円/日	1,300円/日